平成２６年（再ロ）第７号
神奈川県大和市中央６丁目６番21号
再生債務者　杉崎　幸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２２号
川崎市多摩区枡形１丁目15番14―２号
再生債務者　國井　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月４日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再イ）第１１６号
北海道千歳市北栄１丁目18番11号
再生債務者　金澤　豊和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１５２号
札幌市東区北36条東29丁目８番15号
再生債務者　小林　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２４号
金沢市駅西新町１丁目30番25号　ルミナス駅西202号
再生債務者　本蔵　義彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日　　金沢地方裁判所

平成２６年（再イ）第１７号
三重県桑名市大字地蔵13番地20
再生債務者　森　　美知
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日　津地方裁判所四日市支部

平成２６年（再イ）第１９号
奈良県桜井市大字金屋289番地の35
再生債務者　皆見　昌徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第４号
鳥取県鳥取市雲山233番地８　ファイブハウスゴジマ３号
再生債務者　松本　輝行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月５日　　鳥取地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号
川崎市高津区下野毛２丁目７番24―106号　パークサイドマンション
再生債務者　永久　章弘
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月16日から平成27年１月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再ロ）第３号
金沢市上荒屋２丁目39番地１
再生債務者　上田　好洋
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月９日から平成26年12月24日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（再ロ）第３６号
大阪府豊中市曽根西町１丁目９番１―Ｂ204号
再生債務者　迫田　　実
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月５日から平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
盛岡市津志田27地割30番地28
再生債務者　佐々木幸人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年11月26日まで
平成26年11月５日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（再ロ）第３１号
大阪府東大阪市大蓮北４丁目１番16号
再生債務者　川本　清隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年12月２日まで
平成26年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１号
広島市安佐南区川内２丁目16番21号
再生債務者　髙杉　　太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年12月３日まで
平成26年11月５日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１０号
札幌市豊平区平岸１条７丁目１番１―605号
再生債務者　伊藤　喜広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月４日
札幌地方裁判所民事第４部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成26年９月19日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成 26 年 11 月 13 日
広島県広島市中区八丁堀15番10号
中国建設弘済会厚生年金基金
清算人　小金　勝秀

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成26年９月19日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　小金　勝秀
2．住所　広島県広島市東区戸坂千足一丁目11番31―602号
平成 26 年 11 月 13 日
中国建設弘済会厚生年金基金